令和４年度（２０２２年度）海外ビジネス展開支援事業補助金実施要領

（趣旨）
第１条　国内マーケットが人口減少に伴い将来的に縮小傾向にある中、海外市場の活力を取り込み、新たな海外販路開拓や商流創出、輸出を通じたブランド化等に向け、輸出拡大に取り組む県内事業者を支援するため、本要領に定める事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。
　この事業の実施については、熊本県補助金等交付規則（昭和５６年熊本県規則第３４号。以下「規則」という。）及び熊本県観光戦略補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（補助金の種類）
第２条 本要領に基づき交付する補助金の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。
（１）海外展開チャレンジ事業費補助金
（２）輸出ソリューション支援事業費補助金
（３）輸出拠点強化支援事業費補助金

（補助対象事業の内容等）
第３条 補助の対象となる事業の内容、実施主体及び採択要件は、別表のとおりとする。
２　交付対象となる事業者は、熊本県内に事業所を有する者とし、第２条（１）～（３）の補助金を重複して申請することはできない。
３　補助対象経費は、補助金交付決定の日から交付決定のあった年度の３月１７日までに支出した経費とする。
４　次の各号に掲げる経費については、補助対象経費としない。
（１）国、都道府県及び市町村により別途、補助金、委託費等が支給される事業の経費
（２）ハード面の経費（施設等の設置又は改修に必要な経費、土地、建物等を取得するための経費）
（３）汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例：事務用パソコン、プリンタ、タブレット端末、デジタル複合機、日本語パンフレットなど）
（４）経費の支払時に発生する振込手数料、代引き手数料
※相手方が振込手数料を負担した場合、その金額分の値引きがあったものと見なし、値引き後の額を補助対象とする。
（５）租税公課（消費税等）
（６）事業者の通常の業務活動に係る経費
（７）補助対象経費と他の経費の区分ができないもの
（８）茶菓、飲食、奢侈、娯楽、接待の費用

（補助金の交付の申請）
第４条　次に掲げる計画書及び実績書の様式は、様式１とする。
（１）事業計画書（要項第３条第２項）
（２）事業変更計画書（要項第５条第２項）
（３）事業実績書（要項第９条第２項）

２　前項の提出部数は１部とし、提出期限は、別に定める。

（実績報告の期限）
第５条　要項第９条第１項の事業実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して１月を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の３月１７日のいずれか早い期日までとする。

（その他）
第６条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則
この要領は、令和４年（２０２２年）４月２０日から施行する。